

70歳未満の患者様へ

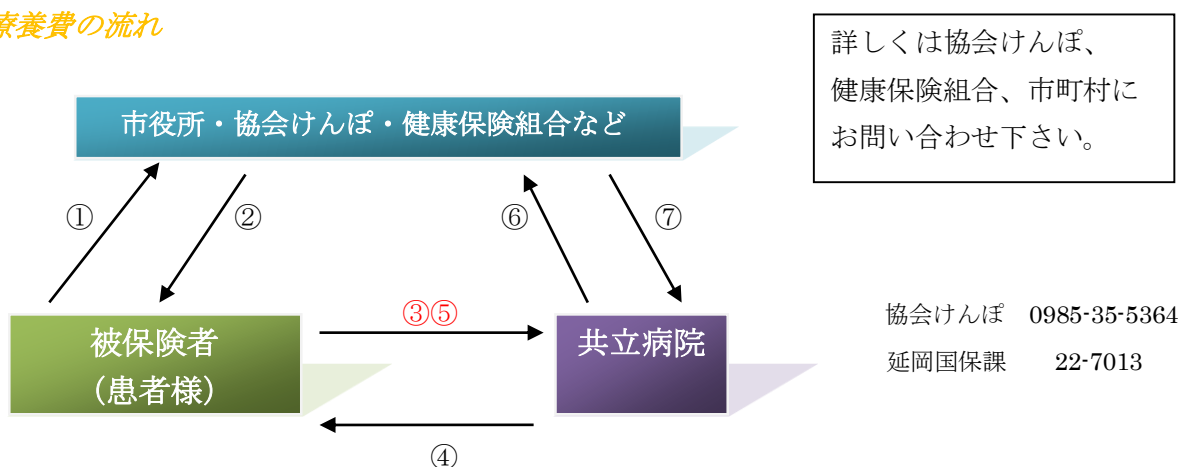
事前の申請により窓口での支払が一定の限度額にとどめられます。

事前に自己負担限度額の区分を記した認定証の交付を受け、保険証と一緒に医療機関に提示することで、医療費が高額になった場合でも一つの医療機関で支払う自己負担の額は、自己負担限度額までになります。（窓口での多額の現金を支払う必要がなくなります。但し、室料差額や食事療養費などは除きます。）

入院中（又は入院予定のある）患者様（ご家族様）にやっていただきたいこと

- ・保険証の発行されている全国健康保険協会（協会けんぽ）又は市役所・健康保険組合などへ電話又はホームページで手続き方法を確認の上、交付申請を行い自己負担限度額の区分を記した認定証（限度額適用認定証）の交付を受け（保険証と印鑑が必要です）、速やかに受付に提出してください。（その後も保険証などと一緒に毎月提出確認を致します。）
- ・保険税を滞納している世帯には、認定証の交付を受けることが出来ません。
- ・入院日数や治療内容により限度額に届かず適用とならない場合があります。
- ・受付提示がない場合や、請求後に提示されたとしても、これまで通り、高額となっても3割の医療費を窓口にて支払い、患者様ご自身の申請により後で保険証発行元にて払い戻しを受けることとなります。

高額療養費の流れ



- ①限度額適用認定証の交付申請②限度額適用認定証の交付③限度額認定証の提示④診察
⑤自己負担限度額のみ支払い⑥高額医療費の請求、診療データの送付⑦高額療養費の支払い

裏面に続く

70歳未満の人の自己負担限度額(月額)

所得区分	区分	3回目まで	4回目以降(※)
上位所得者	ア 月額報酬 83 万以上	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%	140,100 円
	イ 月額報酬 53~79 万	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%	93,000 円
一般	ウ 月額報酬 28~50 万	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%	44,400 円
	エ 月額報酬 26 万以下	57,600 円	
住民税 非課税世帯	オ	35,400 円	24,600 円
(※) 過去1年間に、高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額			

※ 入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド料などは支給対象外です。